

指名停止措置一覧表(令和8年度)

令和8年4月16日

番号	有資格業者名	地区区分	名簿種別					指名停止期間	措置要件	適用条項 【工事・測量等】	適用条項 【物品・委託】	適用条項 【小規模修繕】	措置理由
			工事	測量	物品	委託	小規模						
1	富士総建株式会社 代表取締役 滝田 宇良 千葉県千葉市中央区南町三丁目11番17号	市内	○	-	-	○	-	令和8年4月13日から 令和8年6月12日まで	契約違反	第2条第1項別表 第1第4項	第2条第1項別表 第1第4項	-	同社は、令和7年4月3日に契約締結した本市発注の「千葉市文化センターエ アハンドリングユニット外改修工事」において、正当な理由がなく工期を遅延した ため。
2	株式会社 大林組 代表取締役 佐藤 俊美 東京都港区港南二丁目15番2号	準市内	○	○	-	-	-	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	-	-	同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩ト ンネル新設(東工区)ほか」において、令和8年3月24日付けで同社及び同社社 員2名が、労働安全衛生法違反により、鎌沢簡易裁判所から罰金刑の略式命 令を受けたため。
3	千葉エコクリエイション株式会社 代表取締役社長 横須賀 久敏 千葉市花見川区三角町727番地1	市内	-	-	-	○	-	令和8年4月16日から 令和8年6月15日まで	安全管理措置の不適切 により生じた公衆損害 事故	-	第2条第1項別表 第1第5項	-	同社は、本市発注の「千葉市北清掃工場長期責任型運営管理事業(その2)」 において、令和8年3月12日に、動作確認作業中に作業員が負傷する公衆損 害事故を発生させたため。